

## 令和6年度平戸市農業委員会第5回総会議事録

■開催日時：令和6年8月28日（水）午後1時30分～午後2時20分

■開催場所：平戸市役所 3階 大会議室 ABC

■農業委員：19人中12人出席 欠席委員：1番、2番、6番、10番、12番  
※委員名簿は議事録末に添付 18番

■推進委員：18人中10人出席 欠席委員：1番、4番、7番、8番  
9番、10番、17番、18番

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0人

■事務局 度嶋事務局長、浅田事務局次長、寺田班長  
金子係長、大石主任主事

■書記の職氏名 職氏名：浅田事務局次長

■議事録の公開 公開

### ■総会日程

日程1 開会宣言

日程2 会長あいさつ

日程3 議事録署名委員及び書記の指名

日程4 会務報告

日程5 議事

報告 第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について

報告 第7号 農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について

報告 第8号 使用貸借解約通知書について

議案 第21号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第22号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案 第23号 非農地通知申出について

議案 第24号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について

議案 第25号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）について

日程6 閉会

発言者名	会 議 の 概 要
<p>局 長</p> <p>事務局</p>	<p><b>■日程 1 開会宣言</b></p> <p>ただいまから、「令和 6 年度 第 5 回 平戸市農業委員会総会」を開会いたします。</p> <p>開会にあたり、会長がご挨拶致します。</p>
<p>会 長</p> <p>事務局</p>	<p><b>■日程 2 会長あいさつ</b></p> <p>皆様、お疲れさまです。第 5 回の総会に、早期米の作業が忙しい時期や台風接近の中、ご出席いただきありがとうございます。</p> <p>今年は、天候が不順でありまして、非常に暑い日が続いており、熱中症には十分に気を付けてください。</p> <p>本日は、報告 3 件、議案 5 件を提案しておりますので、慎重なるご審議をお願いします。</p> <p>総会終了後は、地区別研修会の開催も予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>本日は、議席番号 1 番、2 番、6 番、10 番、12 番、18 番の農業委員から欠席する旨の届出がっております。</p> <p>よって、平戸市農業委員会総会会議規則第 10 条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、総会が成立していることを報告いたします。</p> <p>また、推進委員では、1 番、4 番、7 番、8 番、9 番、10 番、17 番、18 番委員から欠席する旨の報告がっております。</p> <p>それでは、同規則第 6 条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきましては、会長をお願いいたします。</p>
<p>会 長</p> <p>委員一同</p> <p>会 長</p>	<p><b>■日程 3 議事録署名委員及び書記の指名</b></p> <p>それでは、日程 3 の議事録署名委員および書記を指名いたします。</p> <p>平戸市農業委員会総会会議規則第 24 条第 2 項の規定による議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」</p> <p>異議なしと認め、議事録署名委員に議席番号、11 番委員、13 番委員、書記に事務局次長を指名いたします。</p> <p>以上で日程 3 を終わります。</p>

	<p><b>■日程4 会務報告</b></p>
会 長	次に、日程4、会務報告について、事務局から報告をいたします。
事務局	<p>それでは、議案書の1ページをお願いします。        8月の会務報告をいたします。(8月会務報告を報告)        9月の会務予定を申し上げます。(9月会務予定を報告)        以上で報告を終わります。</p>
会 長	<p>それでは、9月の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。        9月の総会を令和6年9月27日(金曜日)午前9時30分からとし、場所は、平戸市役所3階大会議室において開催したいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	「異議なし」
会 長	異議がありませんので、9月の総会を令和6年9月27日(金曜日)午前9時30分からとし、場所は、平戸市役所3階大会議室において、開催いたします。
	<p><b>■日程5 議事</b></p>
会 長	次に、日程5、議事に入ります。
	<p>《報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について》</p>
会 長	報告第6号について、事務局からの報告を求めます。
事務局	<p>それでは、議案書の2ページから3ページをご覧ください。        報告第6号、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について、今回、1件あっております。番号1番、貸人、借人については、記載のとおりで、申請農地については、田平町小手田免字井川993番1 外8筆、地目は畑で、地積合計は767㎡となります。        用途は電気事業の送電用鉄塔の建設のための作業用地で一時転用であります。令和8年6月までに農地として復元されます。        (スライドにより位置、現況写真等について説明。)        以上で説明を終わります。</p>
会 長	ただいま、事務局からの報告が終わりましたので、これより意見がある方は、挙手をして発言してください。
委員一同	「意見なし」

<p>会 長</p>	<p>意見が無いようですので、報告第 5 号を終わります。</p> <p>《報告第 7 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約について》</p>
<p>会 長</p> <p>事務局</p>	<p>報告第 7 号について、事務局からの報告を求めます。</p> <p>それでは、議案書の 4 ページから 6 ページとなります。 5 ページ、6 ページについて、ご説明いたします。</p> <p>報告第 7 号、農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約について、番号 1 番、貸人借人については、記載のとおりです。貸借農地は、田平町下寺免字七曲 335 番 1、現況地目は田で、面積は 1,772 m<sup>2</sup> 外 1 筆、合計面積 3,535 m<sup>2</sup> となります。契約内容につきましては、備考欄のとおりです。番号 2 番から 5 番までは、ご一読ください。</p> <p>解約理由は、番号 1 番は水はけが悪く機械がはまって耕作出来ないため、2 番は出し手が所有権移転（譲渡）するため、3 番は、受人が耕作出来なくなったため、4 番は借受人が変更になったため、5 番は借受人の病気により、耕作出来なくなったためです。</p> <p>報告第 7 号の説明は以上となります。</p>
<p>会 長</p>	<p>ただいま、事務局からの報告が終わりましたので、これより意見がある方は、挙手をして発言してください。</p>
<p>委員一同</p>	<p>「意見なし」</p>
<p>会 長</p>	<p>意見が無いようですので、報告第 7 号を終わります。</p> <p>《報告第 8 号 使用貸借解約通知書について》</p>
<p>会 長</p> <p>事務局</p>	<p>報告第 8 号について、事務局からの報告を求めます。</p> <p>それでは、議案書の 7 ページから 8 ページとなります。 8 ページについて、ご説明いたします。</p> <p>報告第 8 号、使用貸借解約通知について、番号 1 番、貸人借人については、記載のとおりです。貸借農地は、朶の原町字上朶 234 番 2、現況地目は田で、面積は 725 m<sup>2</sup>、契約内容につきましては、備考欄のとおりです。番号 2 番から 3 番までは、ご一読ください。</p> <p>解約理由は、番号 1 番は出し手が所有権移転（譲渡）するため、2 番は借受者を変更するため、3 番は借受者が耕作出来なくなったためです。</p> <p>報告第 8 号の説明は以上となります。</p>

会 長	ただいま、事務局からの報告が終わりましたので、これより意見がある方は、挙手をして発言してください。
委員一同	「意見なし」
会 長	意見が無いようですので、報告第 8 号を終わります。
	《議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について》
会 長	次に、議案第 16 号の議題に入ります。この案件につきましては、総会会議規則第 19 条「議事参与の制限」の規定に関係しますので、まずは、議事参与の制限以外の分番号 2 番について、事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書の 9 ページから 10 ページをご覧ください。 それでは、議案第 21 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、番号 2 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、生月町里免字上木場 1316 番 1、地目は田で、地積が 583 ㎡、家庭菜園として利用するための所有権移転（売買）となります。 （スライドにより位置、現況写真等について説明。） 以上で説明を終わります。
会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。
委員一同	「質疑なし」
会 長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 21 号中、番号 2 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議案第 21 号中、番号 2 番について、原案のとおり決定いたします。
会 長	次に、議案第 21 号中、番号 1 番を議題とします。 この案件につきましては、総会会議規則第 19 条「議事参与の制限」の規定に基づき、「議席番号 4 番委員の退席を求めます。
4 番委員	「退席」
事務局	それでは、番号 1 番について、事務局からの提案・説明を求めます。 番号 1 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、鏡川

事務局	<p>町字後平 1726 番 1、地目は畑で、地積が 1,014 m<sup>2</sup>、家庭菜園として利用するための所有権移転（売買）となります。</p> <p>（スライドにより位置、現況写真等について説明。）</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
会 長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「質疑なし」</p>
会 長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。</p> <p>議案第 21 号中、番号 1 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし」</p>
会 長	<p>異議なしと認め、議案第 21 号中、番号 1 番について、原案のとおり決定いたします。</p>
	<p>《議案第 22 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について》</p>
会 長	<p>次に、議案第 22 号の議題に入ります。この案件につきましても、総会会議規則第 19 条「議事参与の制限」の規定に関係しておりますので、引き続き議席番号 4 番委員は退席しております。それでは、事務局からの提案・説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 11 ページ、12 ページをご覧ください。</p> <p>農地法第 5 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。今回、1 件となっております。</p> <p>番号 1 番、申請人は記載のとおりで、申請農地は、鏡川町字後平 1728 番、地目は畑で、地積が 607 m<sup>2</sup>、新たに一般個人住宅を建築するためです。</p> <p>（スライドにより位置、現況写真等について説明）</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
会 長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、ここで現地立ち合わせました、関係委員の補足説明を、お願いいたします。</p>
17 番委員	<p>「補足説明」</p>
会 長	<p>関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「質疑なし」</p>

会 長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 22 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
委員一同	「異議なし」
会 長	<p>異議なしと認め、議案第 22 号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第 23 号 非農地通知申出について》</p>
会 長	<p>次に、議案第 23 号の議題に入ります。この案件につきましても、総会会議規則第 19 条「議事参与の制限」の規定に関係しておりますので、引き続き議席番号 4 番委員は退席しております。それでは、議事参与の制限に関係する議案第 23 号中、番号 4 番について、事務局からの提案・説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 13 ページ、14 ページをご覧ください。 非農地通知申出について、ご説明いたします。 番号 4 番、申出人は記載のとおりで、申出農地は、鏡川町字後平 1725 番、1727 番、計 2 筆で、地目は畑で、地積合計が 943 m<sup>2</sup>、現況は山林となっております。 (スライドにより位置、現況写真等について説明) 以上で説明を終わります。</p>
会 長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、ここで現地に立ち会われました、関係委員の補足説明をお願いします。</p>
17 番委員	「補足説明」
会 長	<p>関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。</p>
委員一同	「質疑なし」
会 長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 23 号中、番号 4 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
委員一同	「異議なし」
会 長	<p>異議なしと認め、議案第 23 号中、番号 4 番について、原案のとおり非農地と判断します。</p>
会 長	<p>それでは、議席番号 4 番委員の入場を認めます。</p>

4 番委員	「入場」
会 長	次に、議案 23 号中、番号 1 番から 3 番について、事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	<p>議案書の 14 ページをご覧ください。番号 1 番、申出人は記載のとおりで、申出農地は、田平町小手田免字畳田 1445 番 1、地目は田で、地積が 537 m<sup>2</sup>、現況は原野となっております。</p> <p>番号 2 番、申出人は記載のとおりで、申出農地は、岩の上町字大膳原 279 番 1、地目は畑で、地積が 127 m<sup>2</sup>、現況は原野となっております。</p> <p>番号 3 番、申出人は記載のとおりで、申出農地は、戸石川町字黒木ノ元 136 番 1、140 番、計 2 筆で、地目は畑で、地積合計が 943 m<sup>2</sup>、現況は山林となっております。</p> <p>(スライドにより位置、現況写真等について説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、ここで現地に立ち会われました、関係委員の補足説明をお願いします。
15 番委員	「番号 1 番：補足説明」
4 番委員	「番号 2 番：補足説明」
5 番委員	「番号 3 番：補足説明」
会 長	関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。
委員一同	「質疑なし」
会 長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。</p> <p>議案第 23 号中、番号 1 番から 3 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
委員一同	「異議なし」
会 長	<p>異議なしと認め、議案第 23 号中、番号 1 番から 3 番について、原案のとおり非農地と判断します。</p> <p>《議案第 24 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について》</p>
会 長	次に、議案第 24 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。



事務局	<p>議案書の 15 ページから 16 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 24 号農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するかどうかの判断について、昨年農地利用状況調査において再生利用が困難な農地として判断された農地となります。今回、1 筆となります。</p> <p>(スライドにより位置、判定状況写真、現況写真等について説明) 以上で説明を終わります。</p>
会 長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「質疑なし」</p>
会 長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。</p> <p>議案第 24 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし」</p>
会 長	<p>異議なしと認め、議案第 24 号について、原案のとおり非農地と判断します。</p>
<p>《議案第 25 号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請 (案) について》</p>	
会 長	<p>次に、議案第 25 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 17 ページから 19 ページをお願いいたします。</p> <p>議案第 25 号、農用地利用集積等促進計画策定に係る要請 (案) について、ご説明いたします。</p> <p>項目 1 号、利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構を通じた使用貸借の設定 (借受・転貸一体型) となります。</p> <p>整理番号 1 番、農地中間管理機構に使用貸借権の設定等を行う者及び農地中間管理機構を通じて使用貸借権の設定等を受ける者については、記載のとおりです。</p> <p>権利を設定する土地は、田平町荻田免字丸尾 1776 番 1、現況地目は田で、面積は 897 m<sup>2</sup>、外 3 筆で、合計で 1 件、筆数 4 筆、合計面積が 4,394 m<sup>2</sup>となります。</p> <p>項目 2 号、利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構から受け手への利用権設定です。</p> <p>整理番号 2 番、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者については、記載のとおりです。</p> <p>権利を設定する土地は、獅子町字松下 1660 番、現況地目は田で、面積は 687 m<sup>2</sup>、外 3 筆、合計面積が 2,158 m<sup>2</sup>となります。</p>

事務局	<p>番号3番については、ご一読してください。 合計で、2件、筆数6筆、合計面積4,246㎡となります。 説明は以上となります。ご審議のほどお願いいたします。</p>
会長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「質疑なし」</p>
会長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第25号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第25号について、原案のとおり決定いたします。</p>
<p><b>■日程6 閉会</b></p>	
会長	<p>以上で、本日の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし」</p>
会長	<p>異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。 以上をもちまして、令和6年度平戸市農業委員会第5回総会を閉会いたします。</p>

閉会時刻：14時20分

議長

印

議事録署名人

議席番号 11 番委員

印

議席番号 13 番委員

印

■ 農業委員名簿

地区	議席番号	氏名
北部	5	岡村勝彦
	17	前原正行
	16	寺田俊雄
	8	神田孝夫
	4	榊屋可恵
中部	7	川上武夫
	14	塚本憲章
	6	松山矢市
南部	18	青崎日出男
	1	山口隆徳
	9	針尾庄作
生月	11	谷本雅嗣
	19	川村政幸
	13	蜜山隆満
田平	3	松本一郎
	2	川尻修治
	15	大山荒助
大島	10	藤沢和正
	12	松山浩幸